

第 6671 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 27日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 有姿除却

Q : コロナの影響を受けて生産を中止した製品があります。これにかかる機械はもう使うことがないので除却するつもりですが、除却費用がかかるのでそのままにしています。何かいい方法はないですか？

A : 有姿除却にすると除却損が計上できます。

【解説】

固定資産の除却損は、原則的に、その資産を実際に処分しなければ計上することはできません。

しかし、次のような固定資産については、現実に処分していなくても、除却損を計上することができることされており、これを有姿除却といいます。

- ① その固定資産の使用を中止し、今後も通常の利用法で使用する可能性のないもの
- ② 特定の製品の生産専用の機械などで、その製品の生産が中止となり、将来使用される可能性がほとんどないことが明らかなもの

お尋ねが、このケースに該当するようであれば、損金に算入することができます。

ただし、税務調査で指摘を受けないためには、その製品が生産中止となったことを、客観的に証明する書類、たとえば、生産の中止を決定した際の稟議書などを用意しておくといでしょう。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】